

第 3 回保団連代議員会 長野協会の発言通告と保団連執行部答弁

①高額療養費制度の後退を許さない全国的運動の強化を

高額療養費制度は、病気や障害、長期の治療に直面した際にも、安心して必要な医療を受けることができる、いのちを支える制度である。一定額を超える医療費の自己負担を抑えるこの仕組みにより、生活が厳しい世帯や高齢者でも必要な治療を受け続けることができてきた。政府は今年度当初、患者負担の引き上げを打ち出したが、世論の批判を受けて一旦撤回した。しかし、この秋には再検討が予定されており、制度改悪の危機は依然として残っている。保団連として、秋の再検討に向け高額療養費制度の白紙撤回を強く求めるとともに、全国が一丸となって声を上げられる運動体制の強化を求めたい。

〈執行部答弁〉

政府がわずか 4 回の審議会での検討、大臣合意を盾に進めようとした高額療養費の負担上限額引き上げ案の成立阻止に向け、保団連は改悪案の全面撤回を求める立ち位置を明確にし、がん患者などと協力・連帯しながら多角的な運動と広報活動を展開しました。衆議院で予算が成立するまでの短期決戦となりました。年末から年明けにかけてウェブ掲載を通じて問題点の可視化をするなど反対論陣を張り、多くのメディアを通じて改悪案の不当性を訴え、世論を変えました。政府は修正を繰り返し抵抗しましたが、最終的には「全面的見送り」に追い込まれました。

また、保団連は、厚労大臣の記者会見でも限度額引き上げの問題点を追及しました。厚労省が限度額引き上げで 2200 億円の受診抑制を見込んでいたことの追及などウェブや SNS で即座に反論・拡散しました。

骨太方針 2025 にも秋までに再検討すると方針が明記されました。命綱としての高額療養費の引き上げ白紙撤回を参議院選挙で争点・審判に付すとともに、患者・国民と連帯して白紙撤回されるまで声を上げ続けていきます。

②診療報酬制度の見直しを求めて

低診療報酬によって人材確保が困難となり、離職や他職種への転職が進むことで、高齢化以外の理由による若年層の診療所閉院・廃院が懸念される。現在の診療報酬制度は、実質的に医師・歯科医師中心の構造である。薬剤師や管理栄養士、医師事務作業補助者、歯科衛生士などへの点数評価は一部に存在するが、外来診療に従事する看護師や受付事務等の業務は体系的に評価されているとは言い難い。

既存の加算や点数の範囲にとどまらず、すべての医療従事者の働きをより幅広く反映できる診療報酬体系をめざし、制度的な評価の拡充を求める運動を強めていくべきではないだろうか。

〈執行部答弁〉

不合理極まりない 24 年改定内容による医療機関への影響は極めて深刻な状況です。そればかりか、26 年改定に向けた議論でも財務省や政権与党、維新の会を中心に医療機関の実態を踏まえない医療費削減のみを目的化したような提起が相次いで出されています。

保団連としては、診療報酬改善に係る運動に当たり、第一に大原則として基本診療料を中心とした汎用点数の大幅引き上げを引き続き強く求め、その上で期中改定も含めて 26 年改定までに、現場で強く出ている不合理の是正を勝ち取るべく運動を強めて参る所存です。

③消費税ゼロ税率の視点も含めた制度的対応を

医療機関における物価高騰の影響は深刻であり、診療報酬の期中改定と緊急の財政措置を求めたことは、重要な提起である。しかし一方で、この提起において「消費税の損税問題」への対応が明示されていない点は、今後の運動における重大な課題ではないだろうか。保険診療は非課税取引であるため、委託費・光熱費・医療材料費等にかかる消費税を控除できず、その全額が経費として重くのしかかっている。特に経費高騰が続く中、消費税負担の影

もの。今回の素材価格の対象期間は 2025 年 4 月から 6 月。金パラ価格については 146 円引き上げの 3,445 円とされた。30 グラムあたりでは 103,350 円で、現行の 98,970 円から 4,380 円の引き上げとなる。金パラ以外の金合金も引き上げとされ、歯科用貴金属 6 項目の価格が引き上げられた。

響は一層深刻化している。

物価と賃金の上昇に対応する財政措置も重要だが、ゼロ税率の視点も含め、物価高騰による医療現場の厳しい実情に応える制度的対応を求めていく運動を進めていくべきではないだろうか。

〈執行部答弁〉

終わりの見えない物価高騰下で消費税の減税は喫緊の課題であり、多くの国民の願いです。参議院選挙でも大きな争点となり、与党以外が減税を訴

えている中で減税の実現可能性が非常に高い局面と言えます。保団連も参加する消費税廃止各界連絡会では、参院選アピールを緊急に行い、参院選で消費税減税に反対する政党を少数にし、消費税・インボイス廃止への道を切り開く歴史的審判を求めています。引き続き、保団連では共闘団体とともに消費税 5 % 減税の実現のため力を尽くします。

医療 DX 推進体制整備加算 10 月からマイナ利用実績引き上げ

7 月 23 日に開催された中央社会保険医療協議会（以下、中医協）総会にて、医療 DX 推進体制整備加算について、①「マイナ保険証利用率の実績要件」を 2 段階で引き上げる、②「電子カルテ情報共有サービスの参加」要件に関する経過措置を延長する、の 2 点の厚労省案が了承された。②については在宅医療 DX 情報活用加算でも同様の措置がとられる。期中の変更のため今後厚労省より通知が発出される。

医療 DX 推進体制整備加算は 2024 年度診療報酬改定で医科、歯科それぞれに新設され、施設基準のマイナ保険証利用率実績要件の値は徐々に引き上げられ、細分化してきている。2025 年 4 月からは期中改定で電子処方箋の導入の有無により、加算 1 ～ 6 に細分化した上、最も高い値を求められる加算 1 ・ 4 の利用率は 45 % 以上と引き

表 . マイナ保険証利用率の見直し案

		マイナ保険証利用率の実績要件※ 1		
	算定月	～ 2025/9/30	2025/10/1 ～ 2026/2/28	2026/3/1 ～ 2026/5/31
	加算 1、4	45%以上	60%以上	70%以上
	加算 2、5	30%以上	40%以上	50%以上
	加算 3、6	15%以上※ 2	25%以上※ 3	30%以上※ 4

※ 1 マイナ保険証利用率は算定月の 3 ～ 5 月前のうち最も高い値の月を用いる。

※ 2 「小児科特例」:小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）の延外来患者数のうち 6 歳未満の患者の割合が 3 割以上の医療機関においては、令和 7 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

※ 3 ※ 2 の条件を満たす医療機関においては、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間に限り、「25%」とあるのは「22%」とする。

※ 4 ※ 2 の条件を満たす医療機関においては、令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの間に限り、「30%」とあるのは「27%」とする。

表 . 歯科用貴金属価格随時改定		R7 年 6 月 随時改定	R7 年 9 月 随時改定
2	歯科鑄造用 14 カラット金合金 インレー用（JIS 適合品）	11,763	12,587
3	歯科鑄造用 14 カラット金合金 鉤用（JIS 適合品）	10,454	11,278
4	歯科用 14 カラット金合金鉤用線（金 58.33%以上）	10,549	11,373
5	歯科用 14 カラット合金用金ろう（JIS 適合品）	10,538	11,362
6	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金 12%以上 JIS 適合品）	3,299	3,445
10	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金 15%以上 JIS 適合品）	4,901	5,095
11	歯科鑄造用銀合金 第 1 種（銀 60%以上インジウム 5%未満 JIS 適合品）	187	187
12	歯科鑄造用銀合金 第 2 種（銀 60%以上インジウム 5%以上 JIS 適合品）	212	212
13	歯科用銀ろう（JIS 適合品）	250	250

7 月 16 日の中医協総会において、2025 年 9 月 1 日からの金パラなど歯科用貴金属価格の随時改定が決定された。随時改定は、変動幅にかかわらず、平均素材価格に応じて診療報酬改定時以外に 6 月、9 月、12 月、3 月に見直しを行う

歯科用貴金属価格改定
金パラ 146 円引き上げ